

鶴岡市告示第594号

鶴岡市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和4年12月21日

鶴岡市長 皆川



鶴岡市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第47条第1項の規定による所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の役職名、氏名及び住所又は居所等を記載した書面
- (4) 法人の組織図及び事務分担等を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を実施する地域を示す図面
- (8) 所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動の実績を記載した書面
- (9) 法第48条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業に関し参考となる書類として市長が認めるもの

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) 当該申請者が特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人又は市内で所有者不明土地の利用の円滑化等に資する活動を行うことを目的として設立された会社のいずれかに該当すること。
- (2) 鶴岡市内に事務所を有すること。
- (3) 業務の内容が法第48条各号の規定に照らして適切であること。
- (4) 業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制及び人員体制を有していること。
- (5) 業務を遂行するに当たり、関係行政機関、活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができること。
- (6) 鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 市長は、前項の規定により申請者を推進法人として指定した場合は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者にその旨を通知するとともに、その名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第47条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 推進法人は、業務内容等を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、当該推進法人に係る指定を取り消すとともに、遅滞なく当該推進法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第49条第2項の規定により、推進法人に対しその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項各号に該当しないこととなったとき若しくは第2条第1項の申請をしたときに第3条第1項各号に該当していなかったことが判明したときは、法第49条第3項の規定により当該推進法人の指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)に規定する聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書(様式第6号)により当該推進法人にその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、当該推進法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月21日から施行する。